地理的表示（GI）保護制度に基づく「北海道米」GI 表示等の使用管理要綱

（趣旨）

第１条　本要綱は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号。以下「地理的表示法」という。）に基づく特定農林水産物等「北海道米」（登録第 175 号）に係る地理的表示「北海道米」および GI マーク（以下「GI 表示等」という。）の適正な表示と信頼性の確保を目的として、必要な事項を定めるものとする。

２　本要綱は、登録生産者団体としての管理業務の一環として、GI 表示等の使用状況を把握し、北海道米ブランドの信頼性を確保するために運用する。

３ 本要綱は、登録生産者団体として GI 表示等の適正な使用を確保するための管理業務上の運用基準を定めるものであり、GI 表示等を使用する者は、本要綱に定める基準および手続を遵守するものとする。

（管理主体）

第２条　GI 表示等に関する連絡・確認業務は、登録生産者団体（登録第 175 号）であるホクレン農業協同組合連合会（以下「ホクレン」という。）が行う。

（表示対象となる原料の基準）

第３条　GI 表示等の表示対象となる原料は、登録明細書（登録第 175 号）に定める生産地、品種および生産方法等の要件に適合する米穀とする。

【登録明細書（登録第 175 号）抜粋】

4　農林水産物等の生産地
　生産地の範囲：北海道
6　農林水産物等の生産の方法
（１）ホクレン農業協同組合連合会（以下、「組合連合会」という。）が「北海道米」として指定した品種を用いる。
（２）道内における各地の自然条件等を踏まえて定められた栽培暦等に基づき栽培を行う。
（３）最終製品としての形態
「北海道米」の最終製品としての形態は、穀物類（玄米、精米）である。

２　前項の適合性は、次の各号に掲げる事項その他必要な資料により確認する。

（１）品種については、農産物検査法に基づき農林水産省が定める北海道の産地品種銘柄として設定されている品種であること。

（２）栽培暦、栽培履歴、種子由来の確認可能な記録（購入伝票等）により、登録明細書に定める生産方法に基づき生産されたことが確認できること。

（３）生産者、使用種子、栽培管理、出荷数量等に係る記帳・管理状況により、対象米穀の流通管理の状況が確認できること。
（４）農産物検査により、対象米穀の品種、産地等が確認できること。
３　なお、「あんしんネット取り組み米穀」は、前項各号に掲げる確認事項を満たす米穀として取り扱うものとする。

（表示対象）
第４条　GI 表示等の表示対象は、地理的表示法および登録明細書（登録第 175 号）に基づき、次のとおりとする。
（１）登録明細書に定める要件に適合する北海道米の玄米および精米の容器・包装。
（２）北海道米を原料とする加工食品の容器・包装、広告その他の表示。ただし、当該原料が GI「北海道米」の要件に適合し、使用状況を確認でき、消費者に誤認を与えない場合に限る。
（３）その他、北海道米の GI 制度周知・広報を目的とする媒体。ただし、表示内容が地理的表示法、登録明細書および農林水産省のガイドラインに反しないものに限る。

２　表示に当たっては、農林水産省が公表する「地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン」および「GI マークの活用促進に向けた使用方法のガイドライン」等に基づき、GI 産品の範囲および GI マークの対象が明確に分かるよう表示するものとする。

（表示基準）
第５条　GI マークを表示する場合は、地理的表示法施行規則で定められたデザイン規定に基づき、農林水産省が定める基準に従って表示するものとし、地理的表示「北海道米」と併せて使用すること。

（使用開始前の報告）
第６条　GI 表示等を表示しようとする者は、使用開始時までに、対象商品、表示内容、使用方法、原料の確認方法その他必要な事項について、原則としてホクレンへ報告するものとする。
２　報告に必要な様式、提出先および提出方法は、別に定める。
３　前項の報告は、ホクレンが GI 表示等の使用状況を把握し、適正な表示の確認および関係機関からの照会対応に備えることを目的とする。

（使用内容の確認）

第７条　ホクレンは、前条により報告を受けた内容について、登録明細書への適合性、表示態様および使用目的を確認する。

２　確認の結果、登録明細書への適合性を確認できない場合または表示内容が適正でない場合は、ホクレンは必要に応じて表示の修正その他適正な表示に向けた助言・指導を行う。

３　前項の助言・指導によっても改善が見込まれない場合、または地理的表示法上の不正使用等に該当するおそれがある場合は、第 10 条に定める対応を行う。

（適正使用の確保）

第８条　ホクレンは、GI 表示等の適正な表示を継続的に確保するため、必要に応じて使用状況の確認、関係資料の提出依頼その他必要な確認を実施する。

２　GI 表示等を表示する者は、ホクレンの求めに応じて、原料調達に係るトレース資料、販売数量、表示内容その他必要な帳票書類を確認できるよう整備しておくものとする。

３　実需者または加工業者が GI 表示等を使用する場合は、当該表示を行う事業者または原料を供給する卸売業者が、対象商品、表示内容、使用方法、原料数量、販売先その他必要な事項を取りまとめ、原則としてホクレンへ報告するものとする。

４　GI 表示等を表示する者は、使用状況について、年１回を基本に、ホクレンが別に定める報告様式により報告するものとする。

５　GI 表示等を表示する者は、対象商品の販売終了、廃止、改廃その他の理由により GI 表示等の使用を停止した場合は、前項に定める報告様式により、速やかに報告するものとする。

（損害賠償等）

第９条　地理的表示「北海道米」または GI マークを表示する者の製品または表示に起因して第三者との間で紛争、損害その他の問題が生じた場合は、当該表示者が自己の責任において対応するものとする。

（不正利用等への対応）

第 10 条　ホクレンは、登録明細書に適合しない産品への GI 表示等の使用、GI マークの不正な改変、誤認を生じさせる表示その他地理的表示法に違反する使用（以下「不正使用等」という。）を確認した場合は、表示者に対し、表示の修正その他必要な是正を求めるものとする。

２　前項の是正に応じない場合、悪質な事案その他北海道米ブランドまたは需要者の信頼を損なうおそれがある場合は、ホクレンは必要に応じて農林水産省への情報提供その他関係法令に基づく対応を行うことができる。

3　ホクレンは、地理的表示法上の不正使用（登録明細書に適合しない産品への表示、類似表示による誤認惹起等）を確認した場合は、地理的表示法第６条に基づき農林水産大臣に対し不正使用の申出を行うことができる。

附則

この要綱は、令和８年９月１７日から施行する。